

○宇美町共働事業提案制度実施要綱（案）

平成 28 年〇月〇日

宇美町告示第〇号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域課題の効果的かつ効率的な解決を図り、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体の先駆性、専門性、独自性等を生かした町民活動団体と宇美町（以下「町」という。）が共働で実施する公益的な事業を町民活動団体が提案することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「町民活動団体」とは、ボランティア団体、自治会、小学校区コミュニティ運営協議会その他の自主的に社会貢献性を持つ活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 主たる活動の場が町内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること。
 - (2) 共働事業の提案の日において 20 歳以上の者が代表者であり、5 人以上の会員で構成されていること。
 - (3) 定款、規約、会則があり、会員名簿を備えていること。
 - (4) 団体としての運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き 1 年以上適正に行われていること。
 - (5) 共働事業の成果報告や会計報告ができること。
 - (6) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体等又は構成員の統制下にある団体ではないこと。
 - (8) 設立趣旨及び活動内容が共働のパートナーとして適当でないと認められる団体でないこと。
- 2 この要綱において「共働事業」とは、町民活動団体と町が、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力して行う事業のことをいう。

（対象となる共働事業）

第 3 条 対象となる共働事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 宇美町内で実施される公益性の高い事業であり、地域課題の解決に対して具体的成果及び効果が期待できるもの
- (2) 町民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当で、それぞれの特性を生かして共働して実施することで相乗効果が期待できるもの

- (3) 町民活動団体の先駆性、専門性、独自性等を生かした取組であるもの
 - (4) 予算の積算、実施日程等の事業計画が適正であり、実現可能性があるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象外とする。
- (1) 宗教、政治又は営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
 - (4) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けているもの

(共働事業の種類)

第4条 共働事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 町民活動団体提案型共働事業 町民活動団体が自ら企画提案を行うもの
- (2) 行政提案型共働事業 行政が町民活動団体と共働で取り組みたい課題又はテーマをあらかじめ示し、これを基に町民活動団体が具体的な取組を提案するもの

(実施期間)

第5条 共働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、町長が必要と認めるときは、3年を限度として、事業を継続することができる。

(共働事業の募集)

第6条 町長は、共働事業の募集に当たり、募集期間並びに審査の方法及び基準等を記載した募集要項を定めるものとする。この場合において、行政提案型共働事業について提案の募集を行うときは、あらかじめその概要を公表するものとする。

(共働事業の提案)

第7条 共働事業を提案しようとする町民活動団体（以下「提案団体」という。）は、共働を希望する町の担当課と協議の上、次に掲げる書類を前条の募集要項に定める期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 宇美町共働事業提案制度共働事業提案書（様式第1号）
- (2) 宇美町共働事業提案制度提案団体概要書（様式第2号）
- (3) 宇美町共働事業提案制度共働事業企画書（様式第3号）
- (4) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書（様式第4号）
- (5) その他募集要項に定める書類

(審査)

第8条 町長は、前条の規定による提案（第3項において「提案」という。）がなされたときは、その内容を宇美町共働事業実施判定委員会（以下「判定委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 判定委員会の委員は、宇美町共働のまちづくり推進委員会の委員が兼ねるものとする。

ただし、委員が提案団体の会員となっている場合又は提案団体に活動協力を行っている場合は、この限りでない。

- 3 判定委員会は、提案について、提案団体による公開プレゼンテーションを実施の上内容を審査し、その結果を町長に報告するものとする。

(実施決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定による報告をもとに事業の採択の可否を決定し、その結果を宇美町共働事業提案制度共働事業採択結果通知書(様式第5号)により、提案団体に通知するものとする。

(協定書の締結)

第10条 町長は、事業の採択の決定をした共働事業(以下「決定事業」という。)について、当該事業を実施する町民活動団体(以下「実施団体」という。)と当該事業の実施内容、それぞれの役割分担等を協議し、当該事業の運営に関する協定書を締結するものとする。

- 2 町長及び実施団体は、前項の規定により締結した協定書に基づいて、事業を実施するものとする。
- 3 事業の内容に変更が生じ、協定書の内容を見直す必要があるときは、町長と実施団体は直ちに協議を行い、協定書を変更するものとする。

(経費の負担)

第11条 町民活動団体提案型共働事業について町が負担する経費は、事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内で、一の事業につき30万円を限度とする。

- 2 行政提案型共働事業について町が負担する経費は、事業の実施に必要な総事業費の10分の9以内で、町が提示した金額を限度とする。
- 3 決定事業の役割分担により町に事務費等の経費支出が生じる場合は、町職員の人件費を除き、その経費を総事業費に含めるものとする。
- 4 決定事業の実施により収入が生じ、又は決定事業に対する寄附があった場合等の理由により残余金が生じた場合は、町長は、負担割合に応じて支出した経費に相当する額の返還を求めることができる。

(予算措置)

第12条 共働事業の予算は、町民活動団体提案型共働事業に係るものにあつてはまちづくり課、行政提案型共働事業に係るものにあつては担当課が、それぞれ計上するものとする。

(事業の変更等)

第13条 実施団体は、決定事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、

若しくは廃止しようとするときは、速やかに町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 実施団体は、決定事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(取消し)

第 14 条 町長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、決定事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 町民活動団体に該当しなくなったとき。
- (3) 共働事業に該当しなくなったとき。
- (4) 協定等に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により決定事業の全部又は一部を取り消した場合において、当該事業の取消しに係る部分に関し既に費用等が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(状況報告)

第 15 条 町長は、決定事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、実施団体に対し、当該事業の遂行の状況について報告させることができる。

(実績報告)

第16条 実施団体は、決定事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 宇美町共働事業提案制度共働事業実施報告書（様式第6号）
- (2) 宇美町共働事業提案制度共働事業概要書（様式第7号）
- (3) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支決算書（様式第8号）
- (4) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に規定する書類等の提出があったときは、公開による実施報告会を開催するものとする。

(公表)

第 17 条 町長は、提案事業の内容及び決定事業の実施状況、実績、評価等について、公表するものとする。

(関係書類の保存)

第 18 条 提案団体及び町の担当課は、共働事業に係る書類を当該年度の翌年度から 5 年

間保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附則)

この告示は、平成 29 年〇月〇日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

宇美町長 殿

団体名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

宇美町共働事業提案制度共働事業提案書

年度宇美町共働事業について、下記のとおり関係書類を添えて提案します。なお、会員名簿、担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

共働事業の種類	() 町民活動団体提案型 () 行政提案型 ※該当するものに○印を記入してください。
共働事業の名称	

添付書類

- (1) 宇美町共働事業提案制度提案団体概要書 (様式第 2 号)
- (2) 宇美町共働事業提案制度共働事業企画書 (様式第 3 号)
- (3) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書 (様式第 4 号)
- (4) その他関係資料

様式第 2 号（第 7 条関係）

宇美町共働事業提案制度提案団体概要書

団体の名称		
団体の所在地 (事務所等)	〒 ー	
代表者氏名（ふりがな）		
設立年月日 (活動開始年月日)	年 月 日	
会員数	人（うち宇美町民の人数 人）	
主な活動分野		
主な活動内容		
主な活動場所		
主な活動実績		
担当者連絡先 ※非公開情報	氏名（ふりがな）	
	役職	
	住所	〒 ー
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

※下記の書類を必ず添付してください。

- (1) 直近年度の団体の収支（決算）報告書
- (2) 提案年度の団体の予算書
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 団体の会員名簿※非公開情報

宇美町共働事業提案制度共働事業企画書

<p>1 事業の名称</p>	
<p>2 事業の分野 (主となる該当分野に○印を記載してください。)</p>	<p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動 ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動 ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱消費者の保護を図る活動 ⑲全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑳その他 ()</p>
<p>3 事業の内容</p>	<p>(1)現状と課題</p> <p>(2)事業の目的</p>

	<p>(3)実施時期・期間 (いつ行うのか)</p> <p>(4)実施場所 (どこで行うのか)</p> <p>(5)対象者 (誰・何を対象に行うのか)</p> <p>(6)実施方法 (どのような方法で行うのか)</p> <p>(7)期待される具体的な成果・効果</p>
<p>4 事業の特色</p> <p>(先駆性、専門性、柔軟性等の特色について記載してください)</p>	

<p>5 役割分担</p>	<p>(1)提案団体が担う役割（団体は具体的に何を行うのか）</p> <p>(2)町へ期待する役割（町に具体的に何を行ってほしいか）</p>
<p>6 町と共働する意義及び必要性、期待される相乗効果</p>	
<p>7 その他</p> <p>（共働事業を提案するにあたり、アピールしたいことがあれば自由にご記入ください）</p>	

様式第 4 号 (第 7 条関係)

宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計			

(支出の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計			

様式第 5 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

宇美町長 印

宇美町共働事業提案制度共働事業採択結果通知書

年 月 日付で 年度宇美町共働事業提案制度に提案された事業
について、下記のとおり審査の結果を通知します。

記

共働事業の名称	
審査結果	
理由	

様式第 6 号 (第 16 条関係)

年 月 日

宇美町長 殿

団体名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

宇美町共働事業提案制度共働事業実施報告書

年 月 日付 第 号で決定がありました共働事業について、宇美町共働事業提案制度実施要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

共働事業の名称	
全体事業費	総額 うち実施団体負担額 うち町負担額
実施期間	

添付書類

- (1) 宇美町共働事業提案制度共働事業概要書 (様式第7号)
- (2) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支決算書 (様式第8号)
- (3) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号 (第 16 条関係)

宇美町共働事業提案制度共働事業概要書

1 実施団体名	
2 共働事業の名称	
3 事業実施概要	
4 事業成果	
5 共働で取り組んだことによる効果	

様式第 8 号 (第 16 条関係)

宇美町共働事業提案制度共働事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計 (A)			

(支出の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計 (B)			

収支差額

(A) 円 - (B) 円 = 円